

運動部活動指導の手引

「大切なことは何か？

効果的な部活動を目指して！」

和歌山県教育委員会

平成 26 年 3 月

はじめに

運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を身につけ、体力・運動能力の向上を図るとともに、仲間と互いに競い、励まし、協力する中で、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど、生徒が心身ともに健やかに成長していく上で、極めて重要な活動です。

学習指導要領「総則」では、運動部活動は、スポーツに親しませることによって、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養を促すものとされています。また、教育課程との関連を図るよう留意することと規定されており、「保健体育科の目標」を踏まえた活動となる必要があります。

このように学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、顧問等の指導のもとに、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、心身の健全な成長と豊かな学校生活の実現に大きな成果をもたらしています

顧問の先生方には、日頃からの熱心な指導をとおして、心身ともに逞しい生徒の育成を大きく支えていただいているところです。しかし、熱が入るあまり勝利至上主義に陥り、生徒の自主性・主体性を押さえつけていないか、常に顧みる必要があると考えます。中学校、高等学校と、心身の成長が著しい時期に行うスポーツ活動は、指導者主体ではなく、特に「生徒主体」となることを目指すことが重要です。

こうしたことを踏まえ、県教育委員会では、運動部活動がより安全で効果的に行われるよう、指導における重要なポイントや留意点を「運動部活動指導の手引」として取りまとめました。本手引は、「運動部活動での指導のガイドライン」(平成 25 年 5 月 文部科学省)を基に、顧問の役割、事故防止、体罰・不祥事の防止などについて、要点をまとめるとともに、運動部活動指導・運営に関するチェックシートを取り入れ、指導者としての在り方について振り返ることができるようにしています。加えて、生徒を主体とした活動を行うために重要となる、「コーチング」や「ミーティング」の手法についても、(公財)日本体育協会のテキストから引用して掲載しました。

各学校においては、本手引を活用し、創意工夫して指導にあたられ、運動部活動がより効果的に、かつ活発に行われることを期待しています。

平成 26 年 3 月

和歌山県教育委員会

部活動指導の手引 目次

1 学校教育としての部活動	
(1) 部活動の学校教育上の位置付け	1
(2) 部活動の教育的意義とは	1
2 部活動の顧問の役割	
(1) 計画的な指導のために	2
(2) 顧問の役割	2
3 部活動指導の留意点	
(1) 部活動指導に当たって	3
(2) 生徒の状況把握	3
(3) その他の留意事項	3
〔チェックシート例〕 生徒理解と練習メニュー作成	4
4 部活動運営上の留意事項	
(1) 大会等への生徒引率について	5
(2) 部活動に係る運営経費について	5
5 事故防止と健康・安全確保に留意した指導	
(1) 事故防止	6
(2) 生徒への日ごろの指導	7
(3) 学校での組織としての取組	7
(4) 事故対応	7
(5) 保障制度等	8
(6) 救命処置	9
〔チェックシート例〕 部活動における負傷事故防止対策	10
(7) 熱中症の予防と対応	
ア 熱中症とは	11
イ 熱中症を疑ったときには何をすべきか	12
6 保護者との連絡・連携・調整	
(1) 保護者との連携	13
(2) 保護者会との関わり	13
7 体罰・不祥事の防止	
(1) 体罰の防止に向けて	14
〔チェックシート例〕 体罰防止	15
(2) わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）の防止	16
(3) 事象が発生したときの対応例	17

8 部活動のより良い指導と適正な運営	
〔チェックシート例〕 より良い指導	18
〔チェックシート例〕 適正な運営	19

9 コーチング（実践参考資料）

(1) 「コーチング」の語源	20
(2) 「コーチング」の基本的な理論	20
(3) スポーツ指導者のコミュニケーションスキル	21
(4) 上手なアドバイスの仕方、褒め方しかり方	22
(5) 「コーチング」スキル① ～『観察』&『承認』～	23
(6) 「コーチング」スキル② ～その他のスキル～	23
(7) 指導者が「コーチング」を身に付けると	25

10 ミーティングの方法（実践参考資料）

(1) ミーティングとは	25
(2) なぜミーティングをするのか	25
(3) ミーティング実施のポイント	26
(4) 指導者としてのモラル	28
〔チェックシート例〕 コーチング・ミーティング	29

資料編

■ 指導計画の作成（例）	
・ 年間指導計画	30
・ 月間計画・週間計画	31
■ 活動日誌（例）	32
■ 合宿計画書（例）	33
■ 「学校間連携による運動部活動」実施要綱等	34～38
■ 県立学校職員の自家用自動車の公務使用取扱基準	39～40
■ 県立学校職員の児童又は生徒引率に係るレンタカー等の公務使用取扱について	41～42

各種通知等

■ 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）	43～48
■ 学校における運動部活動の運営等について（通知）	49～50
■ 服務規律の遵守と綱紀の厳正保持について（通達）（抜粋）	51～52
■ 運動部活動における体罰の禁止について（依命通達）、（通知）	53～54

1 学校教育としての部活動

(1) 部活動の学校教育上の位置付け

- 部活動は、平成 20 年 3 月告示の中学校学習指導要領、平成 21 年 3 月告示の高等学校学習指導要領及び、特別支援学校（中学部・高等部）学習指導要領の総則に指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項として明記され、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことについて明確に示されています。
- 部活動の指導について、その効果を上げるためには、学校の実態に応じて、指導体制の工夫改善に努める等、学校全体で組織的に進めていく必要があります。

(2) 部活動の教育的意義とは

部活動は、一つの能力を高めるためのさまざまな過程を通して、学校の授業や学校行事等では得られない貴重な経験ができる場があります。部活動に参加することで、目的意識をもって充実した学校生活を送るとともに、多くの仲間との協同活動を通して社会性や公共心を育むことができます。また、部活動は生徒が自発的、自主的に活動を組織し、展開することに一つの本質を有しており、部活動を指導する顧問※には、個々の生徒の個性を把握し、理解し、その願いに答えられるよう指導に努めていくことが求められます。

<部活動の教育的意義>

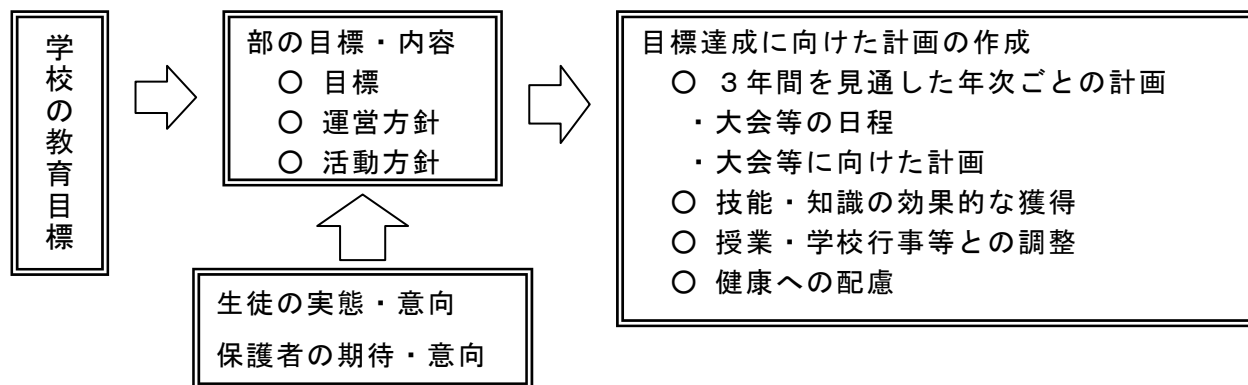
- | | | |
|--------------|-----------------|--------------|
| ◆体力の向上と健康の増進 | ◆心身の健全育成 | ◆技術・技能の伸長 |
| ◆好ましい人間関係の形成 | ◆学習意欲の向上 | ◆責任感・連帯感の涵養 |
| ◆適性・興味・関心の追求 | ◆生涯学習の基礎づくり | ◆所属意識や愛校心の涵養 |
| ◆豊かな人間性の育成 | ◆明るく充実した学校生活の展開 | 等 |

※顧問とは、校務分掌として、学校長より命ぜられている教員

2 部活動の顧問の役割

(1) 計画的な指導のために

部活動は、学校において行う教育活動であることから、学校の教育目標のもと、年間を通じた計画的な指導が求められます。



(2) 顧問の役割

部活動の顧問には、技術指導や部の運営、生徒の生活指導等、多岐にわたる役割があります。指導方針や部の目標を明確にし、その達成のため生徒を支援しなければなりません。また、顧問は複数配置することが望ましく、顧問間や外部指導者等と役割を分担するとともに、保護者や地域との連携を図る等、生徒の活動がより充実するよう努めることが求められます。

<顧問の役割例>

- ◆年間・月間等活動計画等の作成
- ◆部活動予算の管理・調整
- ◆保護者との連携・調整
- ◆用具・施設の管理と使用法の指導
- ◆地域や競技団体等との連絡・調整
- ◆管理職への報告・連絡・相談
- ◆養護教諭・トレーナー・外部指導者との連携 等
- ◆生徒名簿・緊急連絡網の作成
- ◆生徒の生活指導
- ◆校外活動時の引率
- ◆顧問会議への出席
- ◆他校、中・高体連等関係団体への連絡
- ◆部活動通信等による広報

<外部指導者と協働>

- ◆実技・技術指導
- ◆ミーティング
- ◆部活動日誌の活用
- ◆事故防止と安全指導
- ◆生徒の健康状態等の把握と健康管理 等

資料編 P 30～31 「指導計画の作成（例）」

P 34～38 「学校間連携による運動部活動」実施要綱等

参照

3 部活動指導の留意点

(1) 部活動指導に当たって

- ア 生徒の人権や人格を尊重した指導
- イ 生徒の自主性を尊重した指導
- ウ 生徒の発達段階を考慮した指導
- エ 生徒の心身のバランスがとれた成長を目指し、適切な休養日と練習時間の設定を心がけた指導
- オ 勝利至上主義に陥らない指導
- カ 顧問間や外部指導者等との役割分担や十分な連携のもとに行われる指導
- キ 結果だけでなく過程を大切にし、生徒の努力を喜んで褒める指導

(2) 生徒の状況把握

生徒の心身の状況を把握することは、学校生活全般において重要なことです。部活動指導においても、生徒が部活動に何を求め、どのような心身の状況かを把握する必要があります。生徒の状況に応じて柔軟に対応することが大切です。

そのため、次のことを心がけ、生徒の状況把握に努めましょう。

- ア 生徒の活動前後の健康状態の確認
- イ 生徒とのコミュニケーション
- ウ 生徒が発する多様なサインへの対応
- エ 部活動日誌や個人ノート等を活用した活動状況の把握

(3) その他の留意事項

- ア 部活動は、原則として顧問の立ち会いのもとで行われなければならないが、顧問が会議等で活動場所を離れないといけなときは、できる限り、他の顧問等に指導・監督を依頼する。他の顧問等も立ち会えない場合は、安全な活動のための留意点を生徒に指導したり、活動内容を安全に配慮したものに修正する等、事故防止に対する適切な処置を講じ、練習終了後、活動状況等について顧問に報告することも併せて指示しておく。また、指導者が不在時に絶対に行ってはならない練習内容も明確にする必要がある。加えて、緊急時の対応についても、生徒や保護者と事前に確認しておく必要がある。
- イ 技術指導以外にも、部活動の顧問としての役割は多岐にわたるため、他の顧問や外部指導者と役割を分担する。また、指導者自身、生徒とともに学ぶ姿勢をもち、他の顧問や書物から学んだり、研修会等に参加するなど、担当部活動への理解を深める。
- ウ 部員が少ない場合でも、「学校間連携による運動部活動」を実施する等の工夫を行い、生徒の充実した活動のため最善を尽くす。
- エ 合宿等を行なう際には、管理職に実施計画書を提出し許可を得た後、生徒の健康や安全に留意し、十分な成果が上がるよう実施する。
- オ 公式大会に出場できない生徒に対しては、練習試合や発表会等、あらゆる機会を通して成果を発揮する機会を設ける等様々な工夫をする。

〔チェックシート例〕 生徒理解と練習メニュー作成

◎担当する部に所属している生徒について

- 面談や個人ノート等のやりとりを通して、コミュニケーションが図られている。
- 運動能力については、新体力テスト等の数値結果をもとに把握している。
- 活動の到達目標について把握している。
- 生徒の学習面の成績を把握している。
- 卒業後の進路希望について、面談等を通して把握している。
- クラス担任、教科担当、副顧問及び外部指導者等と共通理解が図られている。
- 保護者との連携が図られている。

◎練習計画作成について

- 各個人の課題を把握し、生徒と共通理解が図られている。
- 部としての課題を把握し、全生徒と共通理解が図られている。
- 部として優先する大会等が明確であり、全生徒で共通理解が図られている。
- 目標となる学校や部を想定し、自校との比較や分析が出来ている。
- 年間指導計画を作成し、生徒、保護者に理解されている。
- 年間指導計画をもとに、月間指導計画を作成している。
- 翌月の月間指導計画は、月末までに作成され、全生徒で共通理解されている。
- 月間指導計画をもとに、週間指導計画を作成している。
- 翌週の週間指導計画は、週末までに作成され、全生徒で共通理解されている。
- 週間指導計画をもとに、その日の練習内容が作成されている。
- その日の練習内容は、練習開始時には全生徒に共通理解されている。
- 部の課題の克服度を測るため、生徒が分かりやすいテスト等を行っている。
- 定期的に、練習メニューにメンタルトレーニングを取り入れている。
- 立案したその日、週間、月間、年間計画について、事後の評価を行い、全生徒で共通理解されている。
- 週間・月間・年間目標を変更する場合、変更理由等が全生徒で共通理解されている。

4 部活動運営上の留意事項

(1) 大会等への生徒引率について

- 生徒が部活動として校外で活動するときは、旅行命令を受けた顧問等の引率が必要です。
- 各種大会や校外活動、合宿等、生徒の人数や活動内容に応じて引率人数を考慮してください。
- 引率に当たっては技術指導のみではなく、生徒の行動や健康管理・事故防止についても指導してください（会場となる施設の安全確認等）。

(2) 部活動に係る運営経費について

- 各部が個別に徴収する部費や合宿費については、保護者が負担している経費であり、学校徴収金（学校預り金会計）の性格をもつ経費と考えられます。そのため、学校徴収金の総括責任者である校長は、原則、会計責任者を指定し、相互チェック等の観点から担当者＝会計責任者とならないよう配慮が必要です。
- 生徒、保護者から徴収する経費は、誰が見ても納得できる目的、内容、効果等が勘案された支出でなければならず、校長の意思決定のもとに保護者から必要金額を徴収し、預かった経費については決算報告を行う必要があります。

ア 運営経費等の徴収

運営経費の徴収に当たっては、文書を事前に保護者あて「通知」し、現金を領収した際は、「領収書」等を発行する。

イ 寄付金等の受領

大会への遠征に際し、学校からの補助、保護者からの負担金等を考慮しても不足する場合は、第三者から寄付金を受領することができる。ただし、その際、寄付金を受領する主体団体名、代表者名を記載した「趣意書」、「大会参加に係る収支予算書」及び「寄付金受領計画書」を学校長に提出し、予め許可を得なければならない。

ウ 現金の保管及び管理

現金の保管方法は、「口座管理」を原則とする。なお、現金を取り扱う場合には、紛失等の事故が起きないように十分留意するとともに、できる限り生徒が現金を取り扱うことがないように十分配慮しなければならない。

エ 支払い（執行）及び出納

支払いをした場合は必ず「領収書」を受領の上、「現金出納簿」に記載し、領収書と照合できるようにする。

資料編 P39～40 「県立学校職員の自家用自動車の公務使用取扱基準」

P41～42 「県立学校職員の児童又は生徒引率に係るレンタカー等の公務使用取扱について」

参照

オ 部活動用具の購入

ユニフォーム等の物品購入に関しては、選定経過を明確にし「業者選定」を公正に行った上、価格についても保護者に過重な負担とならないよう留意する必要がある。購入に当たっては、事務職員や管理職とよく相談し、事前に保護者等の理解を得る。

カ 会計処理

- ・一人の顧問に過重な負担がかからないようにするとともに、公正さを担保するために、必ず複数の顧問で行うようにする。
- ・保護者会等から補助を受けた場合には、部活動の運営経費に組み入れた上で、適切な会計処理を行う。

キ 保護者への会計報告

「会計報告」を保護者あてに文書等をもって通知する。

5 事故防止と健康・安全確保に留意した指導

(1) 事故防止

部活動は、生徒の心身の健全な発育・発達に意義深いものがある一方で、高い技術・技能習得を目指して、活動が活発化するほど負傷事故が起きやすく、重大な事故につながる恐れもあります。

活発な活動が展開され、多くの成果を上げていくことは大変重要なことですが、負傷事故の発生には十分に気を付けなければなりません。

そこで、次の事項に留意して負傷事故防止に努めてください。

ア 安全管理・指導体制

顧問及び外部指導者等による指導・監督監視体制を作り、生徒が常に安全に活動できるよう、安全指導体制を徹底する。

イ 生徒の健康管理

日ごろから自己の健康管理について関心や意識を持たせ、適度な休養と栄養の補給に留意させる。また、体調不良の生徒には、その旨を申し出るよう指導し、適切な処置等を行う。新入部生に対しては特に配慮する。

ウ 施設・用具

定期点検日を設け、練習場所・使用器具の整備・点検に努め、生徒にも使用前の安全確認の習慣化を図る。

施設・用具の使用方法に従って正しく使用するとともに、その施設・用具に内在する危険性に留意し、事故が起きないように常に注意して使用するよう指導する。

エ 環境条件に応じた配慮

気温・湿度・輻射熱等に応じ十分な水分補給や休息時間を確保するとともに、生徒が活動中に気分が悪くなったときには必ず申し出るよう徹底させ、体調の変化に留意しながら適切な指導に努める。また、急激な天候の変化（雷、大雨等）には、活動を停止させ安全な場所に避難させる等、迅速な対応をする。

オ 活動内容

練習内容や方法・目的を生徒に十分理解させる。特にトレーニング機器を使用する場合は、科学的理論に基づき、正しい使用方法や効果を理解させる。

新しい内容や難易度の高い技術を練習する場合には、個人や集団の特性に応じた練習方法や内容に留意する。

カ 段階的指導

生徒の発達段階や体力、技能等の個人差を考慮し、効果が期待できる合理的な練習計画を立案する。また、基礎体力を高めるとともに、事故や負傷に配慮し練習量や技術レベル等は徐々に高めるように指導する。

(2) 生徒への日ごろの指導

- 校内での部活動中は、顧問等が活動場所にいることが望ましいが、そのような対応が難しい場合もあります。顧問等がいない状況で、事故が発生した場合には、生徒本人又は他の生徒が顧問等に速やかに報告する体制を部内で確認しておく必要があります。
- 負傷した生徒本人が我慢してしまうケースもあるので、必ず他の生徒に顧問まで報告させ、顧問は負傷した生徒の状況を確認することが必要です。特に頭部や顔面及び正中線に関わる事故が起きた場合には、見た目は大したことがなくても、医師等に確認をする必要があります。
- 生徒自身が自己の身体能力や部活動における危険性等について認識し、事故防止の意識を常に持って活動できるよう、日ごろから緊急時の対応を含めた安全に留意した指導を行うことが大切です。

(3) 学校での組織としての取組

生徒の生命や身体の安全を確保することは、学校及び教職員の最大の責務です。負傷事故防止に努めるとともに、緊急対応が迅速にできるよう、日ごろから心がけてください。

<取組の例>

- ◆ 器具・用具や活動場所の点検
- ◆ 緊急時の救急体制や連絡体制の確認
- ◆ 応急手当や救命講習等、安全対策関係の講習会の実施 等

(4) 事故対応

- 事故発生時は、とにかく慌てず冷静に対処してください。事故現場に負傷者以外の人がいれば、状況に応じて AED の確保や協力者・救急車の要請等を行い、可能な限り負傷者から目を離さずに処置を施してください。
- 大したことはないという判断であっても、頭部や頸部、顔面の負傷については慎重な対応が必要です。試合中等でも終了を待たずに、早急に医療機関に搬送してください。

- 経験豊かな指導者であっても、診断はできないことから、頭部や正中線に関わる事故については、事故発生の時点で異常が認められなくても、救急車の要請も視野に入れ、早急に医師の診断を受ける必要があります。
- 校外での練習や合宿等では、緊急時の対応がとれるよう、医療機関等を事前に調べ、管理職や保護者への連絡が確実に取れるよう、十分な準備を行ってください。
- 大会の役員等を兼ねる場合であっても、他の生徒や卒業生等に対応を委ねることなく、引率者としての立場を最優先しなければなりません。
- 「いつ、どこで、だれが、どうなったか」という事実関係を明確に記録してください。また、教職員が生徒を助けるために、「いつ、だれが、どのように動いたか」を明確に記録してください。

(5) 保障制度等

ア 負傷生徒への医療費給付等

生徒の事故・負傷に対し、医療費や後遺障害についての保障制度があることを校内の顧問間で共通認識をしておく。

◆ 独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度

全ての学校の生徒が対象となるが、全員が加入していない場合があるので、確認をしておく。(学校管理下の活動に限る。)

◆ 和歌山県高等学校体育連盟スポーツ傷害等見舞金委員会規定

イ 災害補償

顧問が、公務として生徒を指導しているとき等に怪我をした場合は、地方公務員災害補償法が適用される。

ウ 指導責任

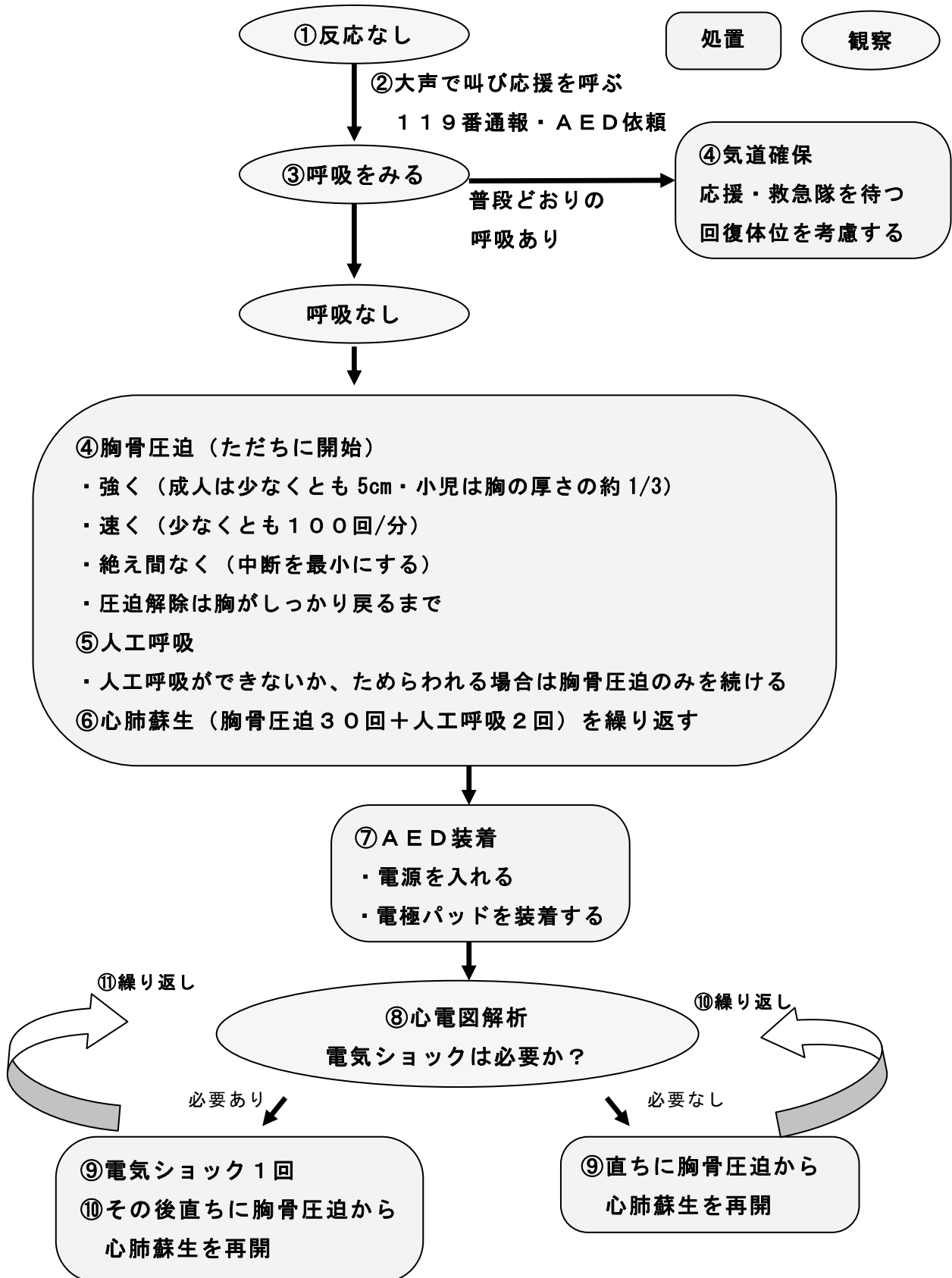
学校教育活動中に発生した事故により生徒が死傷した場合には、被害者又は保護者から、それによって生じた損害の賠償を求められることがある。

生徒の日常の健康状態を把握しておくとともに、十分な準備運動や(4)で示したような事故発生時に適切な処置を施すことが重要である。

(6) 救命処置

(『改訂4版 救急蘇生法の指針2010(市民用・解説編)』に基づいて作成)

◀ 救命処置の流れ(心肺蘇生とAEDの使用) ▶



救急隊に引き継ぐまで、又は傷病者が目を開けたり、普段どおりの呼吸が出現するまで心肺蘇生を続ける。

〔チェックシート例〕 部活動における負傷事故防止対策

◎校内で練習を行う時

- 顧問として、当日の活動内容を把握している。
- 技術指導のみでなく、危険回避や安全に関する指導も日常的に実施している。
- 顧問が会議等で活動に立ち会えない場合の対応を生徒に指導している。
- 事故が起きた際の校内における緊急対応を確認している。

◎校外で練習を行う時

- 校外での練習や合宿におけるルール・マナーについて十分に指導している。
- 練習の内容については、生徒の体力や安全に十分配慮した上で計画している。
- 練習環境に応じた安全指導（暑さ・寒さ対策や水分補給等）を行っている。
- 救急用品を常に携帯するとともに、緊急対応のできる病院を事前に確認している。

◎合宿練習を行う時

- 個人ノート等を用いて、生徒の体調チェックを行っている。
- 生徒の食欲や食事の際の残食等を把握している。
- 生徒の睡眠時間を十分確保している。
- 夜間でも救急対応できる病院を事前に確認している。

◎大会等に参加する時

- 自宅から集合場所まで、解散場所から自宅までの交通手段を把握している。
- 大会等の申合せ事項や、会場におけるルール・マナーを生徒に指導している。
- 大会当日の生徒の健康状態を把握している。
- 大会役員等の業務の遂行に偏ることなく、生徒の引率業務を確実に行う等、顧問としての責任を十分果たしている。

◎その他

- 全職員で、現職教育等を利用し事故の未然防止に積極的に取り組んでいる。
- 保護者と連携し、登下校等の安全対策を講じている。

(7) 熱中症の予防と対応

ア 熱中症とは

高温環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻する等して、発症する障害の総称です。

死に至る可能性のある病態だが、応急処置を知っていれば救命できます。

こんな日に注意！

- <環境> 気温が高い、湿度が高い、風が弱い、日射が強い、涼しい日が続いた後に、急に気温が上がった 等
- <身体> 激しい運動や暑さに体が慣れていない、水分摂取が不十分、体調が悪い 等

<熱中症の症状と重症度分類：環境省「熱中症環境保健マニュアル」>

分類	症状	重症度
I度	めまい・失神 立ちくらみ 【熱失神】 筋肉痛・筋肉の硬直 【熱痙攣】 大量の発汗	↓ 重
II度	頭痛・気分の不快・吐き気 嘔吐・倦怠感・虚脱感 【熱疲労】	
III度	意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温 【熱射病】	

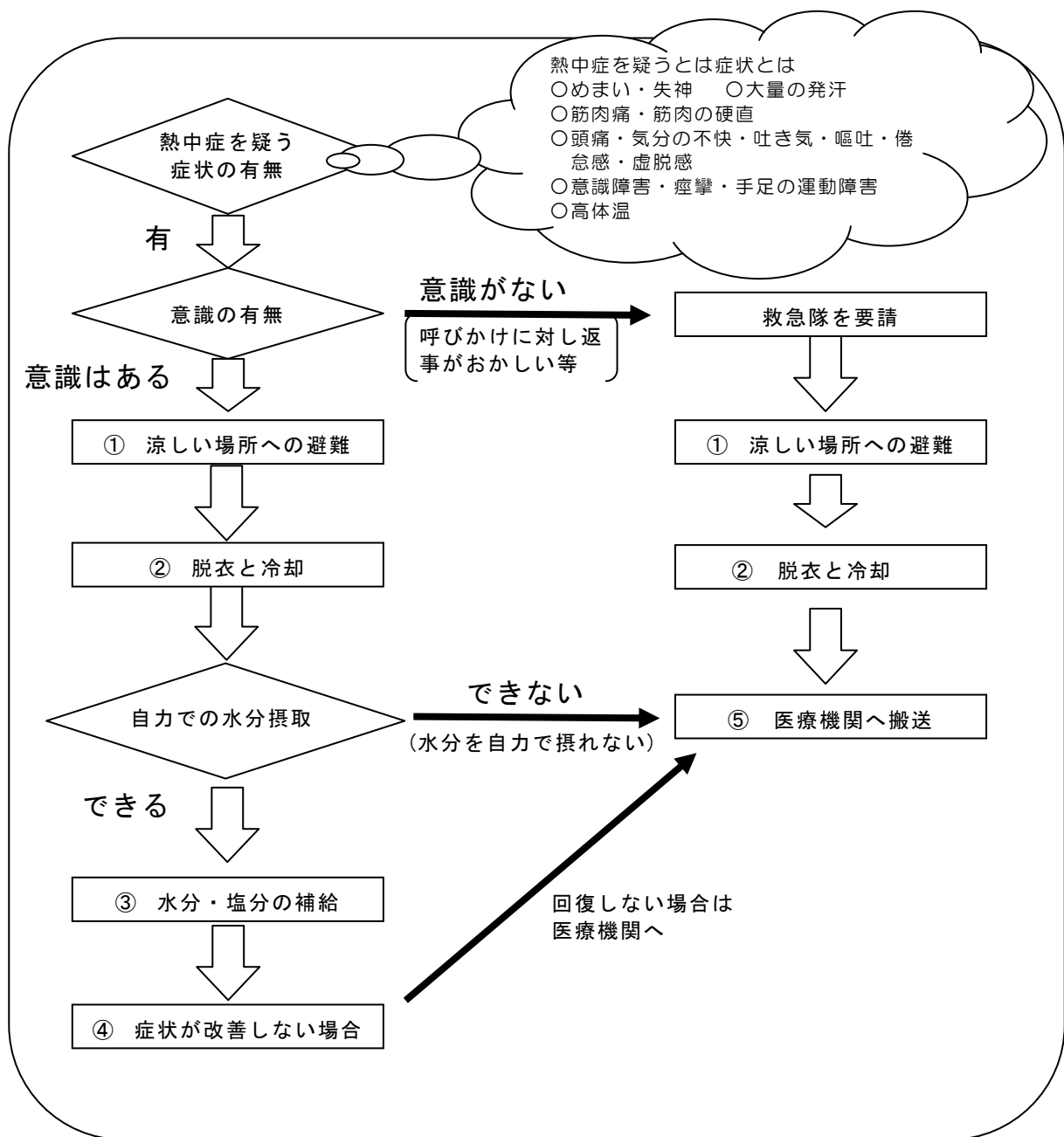
<熱中症予防のための運動指針：(公財)日本体育協会>

WBGT (°C)	湿球温 (°C)	乾球温 (°C)	※WBGT(湿球黒球温度)とは、人体の熱収支に影響の大きい気温・湿度・輻射熱の3つを取り入れた指標で、乾球温度、湿球温度、黒球温度の値を使って計算します。	
31	27	35	運動は原則中止	WBGT31°C以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
28	24	31	激しい運動は中止	WBGT28°C以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さに慣れていない人は運動中止
25	21	28	警戒	WBGT25°C以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
21	18	24	注意	WBGT21°C以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
			ほぼ安全 適宜水分補給	WBGT21°C未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意

◎WBGT(湿球黒球温度)が測定できるよう、湿球黒球温度計の設置に努めてください。

イ 熱中症を疑ったときには何をすべきか（現場での応急処置）

環境省「熱中症環境保健マニュアル」より



熱中症の予防のために

- 環境条件（気温、湿度、輻射熱）を把握しておく。
- 状況に応じた水分補給を行う。（塩分の補給も忘れずに）
- 体を暑さに徐々に慣らしていく。（急に暑くなったときは要注意）
- 個人の条件（体格等）や体調（下痢、発熱、疲労）を考慮する。
- 服装は吸湿性や通気性のよい素材にし、熱を逃がす。
- 具合が悪くなった場合には、早めに活動を中止して措置する。

6 保護者との連絡・連携・調整

(1) 保護者との連携

保護者が部活動に寄せる期待には大きなものがあります。また、部活動は学校教育の一環として行われており、教科指導や学校行事等と同様に、保護者の理解を得ることは当然です。活動にかかる費用や、健康、栄養等の面からも、保護者の援助、協力が不可欠です。日ごろから保護者との信頼関係を築き、生徒の活動が充実したものになるよう配慮が必要です。

<保護者との連携のために>

- ア 年度当初には、活動方針や指導方針を文書により保護者説明会等で周知
- イ 保護者との連絡体制の整備
- ウ 保護者の経済的負担に配慮した上で、最低限必要な遠征や合宿、用具にかかる費用等の説明及び保護者の同意
- エ 部活動に係る運営経費徴収の依頼
- オ 緊急時の保護者連絡先等の確認及び適切な対応への連携
- カ 保護者が安心して相談できる窓口の設置及び周知

(2) 保護者会との関わり

保護者会等による部活動への支援は、部活動の充実のためには効果的であり、大変ありがたいものです。

次の事項に留意して、保護者会等との適正な関係の構築に努めてください。

<適正な関係のために>

- ア 保護者会との適切な協力体制の確立
- イ 保護者会と十分協議した上での部活動費の執行計画
- ウ 保護者会による保護者会費の徴収や執行(顧問が積極的に関わるとトラブルの原因となりやすい)
- エ 保護者会費の管理や執行、会計報告の適正な管理運営に向けての助言

7 体罰・不祥事の防止

(1) 体罰の防止に向けて

部活動指導において、体罰が起こる要因には様々なものが考えられますが、指導者自身が勝利至上主義に陥り、厳しい指導と称して体罰を行ってしまうことも大きな要因であると考えられます。また、生徒や保護者の間には、「勝つために、ある程度は仕方がない」という考えを持った人も少なくありません。

勝つために体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものという認識をもち、保護者等も同様の認識をもつよう教員から積極的に説明し理解を求めてください。

◆学校教育法◆（抜粋）

第十一条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

<体罰防止の取組例>

◆ 生徒からの意見を聞く。

部活動指導に対する意見や要望を聞くアンケートを無記名で定期的に行うことで、教員には見えない生徒の意識や実態を把握する。

◆ 保護者とコミュニケーションを図る機会をつくる。

保護者に対して、人権を尊重した指導をする方針を伝え、保護者からの声を聞く場を作ることで、生徒の学校での活動の様子を伝えられ、また、学校外での生活の様子も確かめることができ、より良い指導につながる。

◆ 顧問同士で指導内容を確認し合う。

厳しい（激しい）言葉による指導を耳にしたら、同僚として厳しい言葉による指導の真意を問う。言葉による「不適切な指導」や感情的になり、手が出ることも考えられ、そのような場合は、「ずいぶん厳しい指導のようだけど？」等と、指導法について声をかけ合うようにする。また、必要に応じて、管理職への報告・相談を行う。

その時々で状況で人の気持ちは変わるもの。自らの状態を振り返るためにも折々にチェックをする。また、学校の中で、教科や部活動の指導で周囲の状況が見えない、あるいは感情的になっている同僚職員がいないか、お互いを気にかけることが大切である。

〔チェックシート例〕 体罰防止

- 部活動においては、絶対に負けたくない。何としても勝ちたいと思う。
- 勝ちたいという意欲を感じない生徒や覇気（元気）のない生徒を見ると無性に腹立たしく思う。
- そのような生徒を自分の指導で何とかしたいと思う。
- そのような生徒に対して、粘り強く言葉で指導するのは無駄だと思う。
- 勝つためには、厳しい指導は不可欠である。
- 他校よりも多く練習しなければ絶対に勝てないと思う。
- 部活動指導においては、生徒が部活動の規範に沿った行動を取ることがすべてに優先する。
- 部活動指導において、言葉遣いが悪くなるのはやむを得ないと思っている。
例)「バカ」「あほ」「まぬけ」「やる気ないなら帰れ」「勝つつもりがあるのか」
- 試合や大会に負けると、試合の結果を素直に受け入れられない。また、それまでの生徒の努力を評価できず、欠点ばかりが目についてしまう。
- 自分の力で生徒を変えることができると固く信じている。
- 生徒に迎合することは嫌いである。
- 他の教員に意見を求めたり、アドバイスを受けたりする気はない。
- 生徒に話をしているうちに、次第に感情が高ぶってしまい、語気が強くなったり、厳しい言い方になったりしやすい。
- 生徒は、自分の指導に対して、決して不平・不満を口にするのではなく、自分に信頼を寄せていると思っている。
- 生徒の不平や不満を耳にすることは非常に不愉快であり、ましてや、陰で不平や不満を言う生徒は許せない。
- 人間関係ができていれば、多少、言葉遣いが悪くても許されるし、頭をこづいたり、肩をはたく程度のことは体罰に当たらないと思っている。
- 生徒の良いところを見つけられない。また、良いところを素直に褒めることができない。
- 生徒の悪いところばかり目についてしまう。悪いところは徹底的に指摘する。

※ チェックの数が多かった人は、自分が体罰をしやすい状態になっていないか、今一度、自分自身を冷静に見つめ直す必要があります。

(2) わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）の防止

○ わいせつ行為やセクハラは、「免職」等厳しく処分されます。

- ・ 生徒を指導する立場にある教員として、最も恥ずべき行為である。
- ・ 県民からの信用を失墜する行為として厳しく処分される。
- ・ 懲戒免職になると、教員免許は失効する。

○ セクハラは重大な人権侵害です。

- ・ 相手の嫌がる言動をしていないか、勝手な思い込みはないか、軽率な言動をしていないか、十分注意が必要である（身体や容姿、プライベートに関する事等）。
- ・ 生徒に対し、指導的な立場にあることを自覚し、その立場を不当に利用しない。

《わいせつ行為・セクハラ行為防止のポイント》

- ☆ 生徒を個人として尊重！
- ☆ 相手の立場や人格を尊重！
- ☆ セクハラに当たるかどうかは、受け手が不快に感じるかどうか基本！
- ☆ 互いの言動について指摘し合える雰囲気づくりを！
- ☆ 生徒、保護者が相談しやすい環境を！

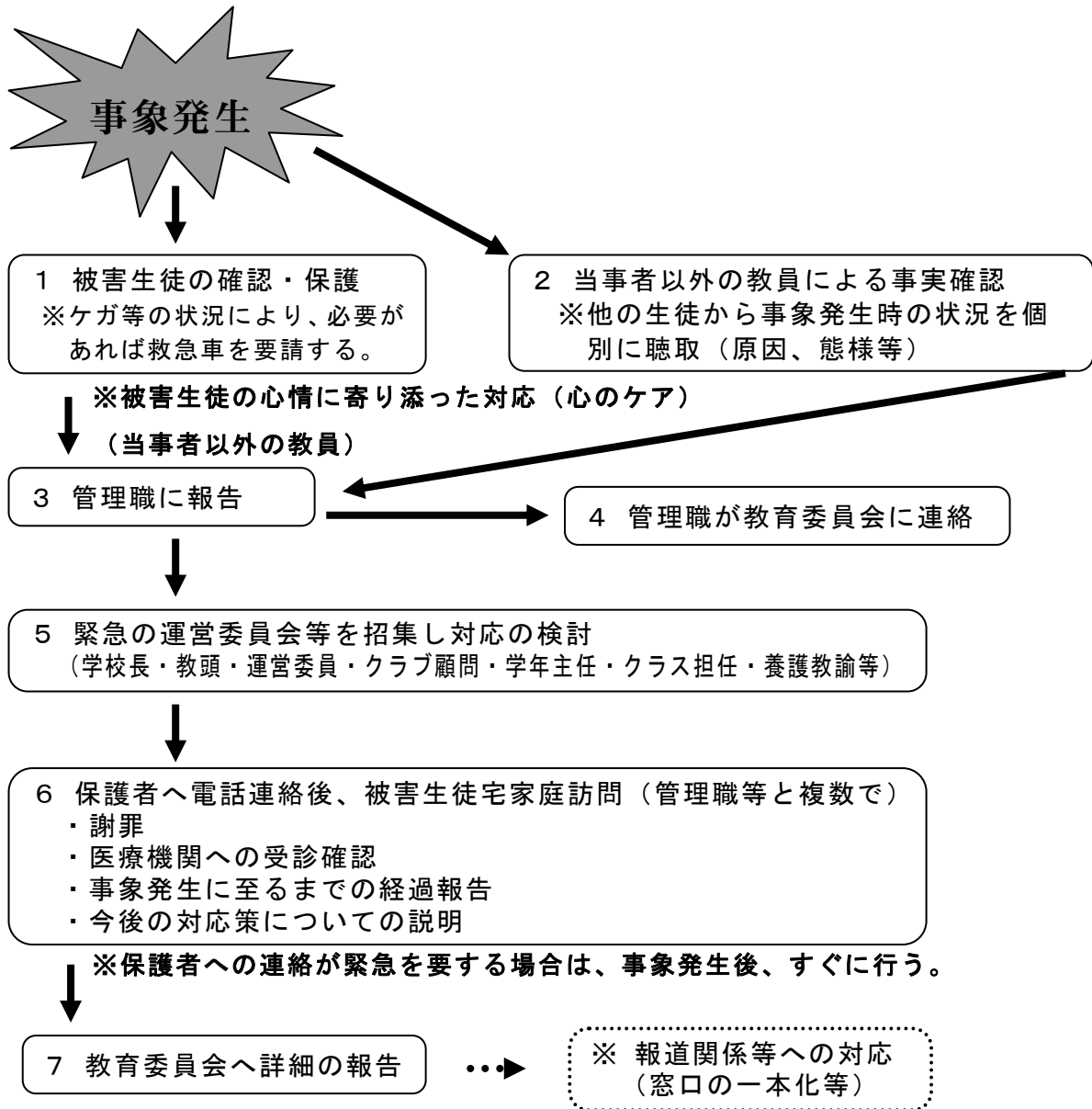
※ 指導上、身体接触を伴う場合は、当該生徒に不快感を与えないよう十分配慮すること。（指導者と生徒、生徒同士）

※ 密室での生徒の指導や保護者の対応は、できる限り複数の指導者で行う。

各種通知等 P43～48「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」
P49～50「学校における運動部活動の運営等について（通知）」
P51～52「服務規律の遵守と綱紀の厳正保持について（通達）（抜粋）」
P53～54「運動部活動における体罰の禁止について（依命通達）、（通知）」

参照

(3) 事象が発生したときの対応例



※事象発生日から当該教員による部活動指導は当分の間自粛する。

指導再開の目安（例）

- 1 保護者会を開催し、保護者の理解が得られている。
- 2 部会（ミーティング）を開催し、部員の理解が得られている。
- 3 学校長が当該教員に対し、不祥事に関する厳重な指導を行い、十分に反省がなされ、指導に復帰させても大丈夫だと判断ができる。
- 4 教育委員会の了解を得ている。

※事象発生日以降、当該部の活動が停止され、その後の大会等への出場に関して影響がでないよう学校全体でフォローする体制を整える。ただし、発生した事象内容により大会等への出場を控えた方がよい場合もある。

8 部活動のより良い指導と適正な運営

ここまで、部活動の顧問の役割、服務、負傷事故防止、不祥事防止等、部活動に係る留意事項について説明してきましたが、最後に以下のチェック項目により再度確認し、より良い部活動指導・適正な運営の一助としてください。

顧問の皆さん！ 次のことについて、もう一度確認し、より良い部活動に向けて取り組んでいきましょう！

〔チェックシート例〕 より良い指導

- 部活動の指導に当たっては、生徒の状況に応じた目標を設定するとともに無理のない計画を立案するように努めている。
- 生徒の自主性を尊重した活動となるよう心がけている。
- 生徒一人ひとりの技能や知識、体力、健康状態等を把握し、個々に応じた活動となるよう心がけている。
- 生徒とのコミュニケーションを大切にしている。
- 生徒の人権や人格を尊重した指導を心がけている。
- 生徒の良いところを見つけ、積極的に褒めるように心がけている。
- 勝利至上主義とならず、過程を大切にした指導を心がけている。
- 生徒がバランスのとれた生活を送れるように休養日を適切に設けている。
- 顧問が会議等で活動に立ち会えない場合の緊急対応を生徒に指導している。
- 練習環境に応じた安全指導（暑さ・寒さ対策や水分補給等）を行っている。
- 大会の申し合わせ事項や、会場におけるルール、マナーを生徒に指導している。
- 保護者との連携を密にして、活動に対する理解が得られている。
- 生徒や保護者が相談しやすい環境づくりを心がけている。

〔チェックシート例〕 適正な運営

- 日ごろから施設・用具等の点検を十分に行い、安全管理に努めるとともに、点検等の実施に当たっては生徒を参加させることも含めて、安全に関する意識の向上を図っている。
- 技術指導のみでなく、危険回避や安全に関する指導も日常的に実施している。
- 事故が起きた場合の校内緊急対応について、日ごろから教職員で確認している。
- 事故が起きた場合には、迅速かつ誠意ある初期対応に努めている。
- 部活動の運営経費を徴収する場合は、文書により事前に知らせ、現金を領収した際は、領収書を発行している。
- 現金の厳重な保管や現金出納簿の作成、支払いに係る領収書の保管を遵守し、定期的に校長や教頭等が確認するとともに、保護者に対し会計報告を行っている。
- 会計処理については、一人の顧問に過重な負担がかからないようにするとともに、公正さを担保するために、必ず複数の顧問で行っている。
- 保護者会等から補助を受けた場合には、部活動の運営経費に組み入れた上で、適切な会計処理を行っている。
- 生徒の個人情報（携帯電話番号、メールアドレス etc.）の収集及び管理は適正に行っている。
- 生徒同士の連絡方法について、SNS 等を不適切に使用しないように、日ごろから指導している。
- 合宿や遠征は、部活動の年間計画に基づき実施している。
- 合宿や宿泊を伴う遠征については、その内容を管理職に十分説明している。
- 合宿や遠征の実施にあたっては、生徒の心身の状態を踏まえ、健康・安全面に十分留意している。
- 合宿や遠征に係る経費が保護者にとって過重な負担とならないよう、日程や回数等に配慮している。
- 合宿や遠征の際には、複数の顧問で引率し、緊急時にも対応ができるようにしている。

(1) 「コーチング」の語源

様々な辞典等を統合すると、コーチ（Coach）とは、はじめて人を目的地まで運ぶために馬車が用いられたハンガリーの村の名（Kocs：コーチ）から由来するものとされており、馬車、バス、客車等の本来の意味とともに、実地指導者（trainer）、師範（instructor）等の意味から用いられることが一般的になっている。この後者の意味は、指導を受ける者（例えば、競技者やチーム）を運ぶ道具として指導者を見立てたところから用いられるようになったものであり、したがって、コーチングを「大切な人をその人の望むところまで送り届けるための様々な営みの全体」と捉えると、コーチは「専門的知識を基にコーチングを行う任を担う人」というように解釈できる。

(2) 「コーチング」の基本的な理論

人は、頭の中で言語スピードの何倍ものスピードで考えをめぐらせていると言われている。そのため、試行内容全体を認識できていないことや、考えがまとまりにくいことが多々ある。ところが、質問されたり、自ら多くを語る機会を与えられることで考えが整理されたり、気づきが起こることがよくある。みなさんにも、誰かと話をしているときに、急にアイデアが浮かんだり、忘れていたことを思い出したりした経験がないだろうか。

それは、質問に対して思いつくままに話をすることによって、頭の中の自分の考えが言語スピードに落とされ、自分の言葉を自ら聴く作用『オートクライン』が起きることによる。『オートクライン』により、自分の考えを意図的に整理し、『気づき』が起こる。『気づき』が起こると、人は自発的に行動し始める。自発的な行動が、潜在能力を発揮させ、目標の達成を可能にする。これが、コーチングの基本的な理論である。

そして、その理論に基づくマネジメントは「個人のいいところだけをピックアップして、伸ばしていく。」ことが基本となる。このことは「人は押さえつけなければ色々なことをする。その中からいいところだけをピックアップしていけば潜在能力を発揮させる可能性が高くなる。」と言う心理学の理論に基づく考え方である。逆に、押さえつけられると怖くなってしまい何もしなくなるので、いいところも悪いところも出てこなくなり、いいところもピックアップできなくなる。厳しく押さえつける組織になればなるほど、指示待ち人間やイエスマンが増え無個性な集団ができあがってしまう。

つまり、一方的な指示命令型のマネジメントでは、『気づき』による自主的、創造的な意見や積極的な行動は起こり得ない。そこで、『コーチング』に基づく質問提案型のマネジメントにより、人の意見を否定せずに最後まで『傾聴』し、自主的に行動し始めたプレイヤーの『経過』を『褒める』ことで、プレイヤー個人の行動を『能動的』にしていくのである。

「すべて答えはプレイヤーの中にある。」というスタンスで、多少時間がかかっても相手を信じて、信念をもって待てば、必ずプレイヤー個人の潜在能力を発揮させることができ、その結果、より強いチームなり組織が築かれることにつながる。この『コーチング』の考え方は、これからのスポーツ界に必要な考え方といえよう。

(3) スポーツ指導者のコミュニケーションスキル

指導者のコミュニケーションスキルのひとつに、問いかけられたプレイヤーの話や答えに根気強く最後まで耳を傾ける『積極的傾聴』がある。『相手の気持ちに共感し、否定せずに受け入れようと努力する。』ことが重要になる。

指導者が言いたいことを相手に伝えるためには、まず先にプレイヤーが何を考えているのかを把握する。そのことでプレイヤーの指導者に対する安心感が生まれ、お互いの信頼関係が構築されることを自覚しておこう。指導者が、プレイヤーの話を聴くとき、その態度、姿勢をスキルとして身に付けておくことが大切になってくる。

プレイヤーの話を聴くときには『ペーシング』と呼ぶ、指導者の表情、態度、ジェスチャー、相づち（うなずき）といった視覚的な情報や、声の大きさやトーン、スピードといった聴覚的な情報、プレイヤーが話した言葉を指導者が繰り返すなどの言語的な工夫をすることが重要である。そのことによってプレイヤーに話しやすい状況をつくってプレイヤーとの壁を取り除くことは、プレイヤーの『レセプター（受容体：聴く耳、受け取る態勢）』を開かせることにもつながる。

指導者は、プレイヤーの個人差を容認しつつ、プレイヤーの意見、考えをただ聴くのではなく、からだ全体を使っていくことが重要である。

ペーシング

- 表情・態度：ニコニコしながら聴く、視線を合わせる、うなずく、身を乗り出して聴く
声：声のトーンを合わせる、声の大きさに強弱をつける、話すスピードを合わせる、黙って聴く
相づち：うんうん、そうそう、なるほど、そうなんだあ～、いいですねえ～
おもしろいねえ～
感嘆詞：へえ～、ホントに～、うっそ～
接続詞：それで、それからどうなったの、もっと話して
繰り返し：(例)「コーチ、今日は何するの？」→「そうだなあ、今日は何しようか」

(4) 上手なアドバイスの仕方、褒め方しかり方

スポーツにおける動機付けでは、達成可能な目標を設定することが効果的であるとされているが、目標達成までの過程においては、いくつかの障害も出てくるであろう。その障害をプレイヤーと共に乗り越えるためには、どのようなことを心がければよいだろうか。

プレイヤーに「自信」を持たせ、その気にさせることが重要

積極的な挑戦（トライ）には称賛を惜しまず、長所を見出して褒める。プレイヤー自身に自らの才能を気付かせる。

プレイヤーが自らの考えで何にでも積極的に取り組み、挑戦する姿勢を理想とするのであれば、指導者は全面的なバックアップから効果的な言葉かけ（アドバイスや質問）をすると同時に、ミスをしてしても更なるスキルアップへの足がかりと寛容に受け止める姿勢が必要となるであろう。

しかし、頭の中で理解していても「なぜできないんだ、何度言ったらわかるんだ！」と、つい怒鳴ってしまう時もある。

なぜ、ミスをしたのか、なぜうまくできなかったのかは、ミスをしてしまったプレイヤー自身が一番よく分かっているはずである。集中していなかった自分自身に腹を立てていることも有り得る。

そんな時に指導者から、容赦ない言葉が浴びせられると、逆に萎縮してのびのびしたプレイができなくなる。また罵声を浴びる。こうしてプレイヤーはやる気を失っていく。

ここで、指導者としてのコミュニケーションスキルを鍛える必要性が理解できるであろう。たとえミスをしたときでも、積極的なミスであれば、「ナイストライ！ 次はきつとうまくいく！」「どうしてうまくいかなかったのかな、君はどう思う？ 何に注意していればいいかな？ いいね、それでやってみよう。」と声をかけ、ミスを責めるかわりにプレイヤー自身に修正するチャンスを与えることが大切となる。プレイヤー自身が自分のミスを振り返り、自分で修正方法を具体的に説明することができれば、修正はさらに早くなることが期待できる。

そして、いいパフォーマンスが発揮できたときは「よくできた、次はもっとうまくいくよ。」と声をかけよう。

日頃から、そのような習慣を付けることで、プレイヤーには自分で考える能力が育ち、自分で理解しようとすることで、身に付けた能力を忘れなくなっていく。

今求められているのは、「話を聴く」「認める」「責任を持たせる」「褒める」指導者である。

プレイヤーに「能力」があることを気付かせる言葉や態度を表すことによって、プ

レイヤーはもっと生き生きと活動し、能力を発揮することができるのである。

(5) 「コーチング」スキル① ～『観察』&『承認』～

自主性が身に付き、自ら行動し始めたプレイヤーに対して、指導者が行うことは『観察』と『承認』である。特に『観察』する能力は指導者にとって大事な資質のひとつとなる。

プレイヤーに対して、口であれこれ指示する前に、まず自らの目でプレイヤーの行動を『観察』し、プレイヤーの良い点悪い点をすべて把握する。そして、プレイヤーの良い部分をピックアップし、「良くできているから、そこを少しずつ伸ばしていこう。」といった形で『承認』を行う。そうすると、プレイヤーにしてみれば自分の得意分野であるから、積極的にどんどん取り組み始める。さらに、指導者が、プレイヤーの行動自体を「この頃、よく頑張っているな！」と『承認』することで認められたプレイヤーは嬉しさが募り、もっと上手になりたいと自ら意欲を育む。プレイヤーを『承認』することは、指導者が常に意識すべきことである。

そして、もっと上手になりたいと思ったプレイヤーは、自然とそれまで苦手だと思っていたこともやり始める。そして、その苦手な部分を克服すれば、試合に出たり、勝ったり、良いプレイができて「もっともっと楽しい思いができる！」と自分の頭の中で考えはじめる。いわば、この『サイクル』を作り出すことが、指導者の役割となる。指導者は、後は、プレイヤーにいつ、何を聞かれても答えられるように最新の情報、知識、技術を勉強し続けることに集中すればよいのだ。

このようにプレイヤーにとって、『いつでも楽しい』と思う環境ができあがっている段階では、指導者と競技者の間には堅固な信頼関係が生まれていると考えられる。そうなれば、プレイヤーは自主的になんでも試みるような状態になっており、指導者の言うことにはほとんど素直に耳を傾ける。指導者もスムーズに、アドバイスなり適切な指導が可能になる。逆に、こういった環境を作り出すことができなければ、競技に消極的で、指導者に指示されないと行動できない受動的なプレイヤーを対象とすることになり、指導者が熱心に指導しても一向に伝わらず、指導自体が停滞してしまう。

(6) 「コーチング」スキル② ～その他のスキル～

プレイヤーの良い資質、潜在能力を引き出す『コーチング』スキルには、『観察』、『承認』以外にも、『オープンクエスチョン』や『クローズドクエスチョン』といった質問スキルによる『積極的傾聴』があげられる。

『オープンクエスチョン』とは、「どうして、その練習がしたいのか？」や「もっと、どこを伸ばしていきたいのか？」等の「はい」「いいえ」で答えることができない、プレイヤー自身に考えさせる『5W1Hの質問』である。この質問をたくさん使い、か

つ『積極的傾聴』を行うと、スムーズにプレイヤーのポジティブな思考を引き出すことができる。そして、プレイヤー自らが新しい課題を見つけ、また個人練習に取り組む好循環が生まれる。

一方で、あまり積極的に話さないプレイヤーに対しては、『オープンクエスチョン』の間に、「はい」「いいえ」で答えることができる『クローズドクエスチョン』をはさむことも有効である。「キミの言っていることは間違いないね。」とは「キミの言っていることは〇〇だね。」等プレイヤーの話した内容を確認する場合は、『クローズドクエスチョン』の方が効果的だ。実際は、『オープンクエスチョン』と『クローズドクエスチョン』の両方を用いて、プレイヤーを『コーチング』していくことになるだろう。

当然、指導者としてプレイヤーに客観的な『アドバイス』や『提案』、試合後の『フィードバック』が必要なときや、指導者としてプレイヤーに『リクエスト』したいときもあるだろう。そうした際も、指導者からではなく、まずプレイヤーの側から『アドバイス』なり『フィードバック』を要求してくることが望ましい。だが、いつもそうとは限らないし、プレイヤーのレベルの問題もある。もし、指導者の方から、どうしても『アドバイス』や『フィードバック』、『提案』や『リクエスト』をしなければならぬときは、一方的ではなく、「1つ、言ってもいいかな？」や「提案があるけど、聴いてもらえる？」、「僕はこういうふうに考えているんだけど、キミはどう思う？」等と、本題に入る前に、共に考える姿勢を見せた上で聴くのである。そうすることで、プレイヤーの方も、聞き入れやすく、指導者の意見もしっかり伝えることができ、プレイヤーを納得させることも容易になるだろう。

また、『コーチング』においては、『沈黙』も大事なスキルである。指導者がプレイヤーに問い掛けを行っても、プレイヤーがすぐに返事を返さないこともあるだろう。その時に、プレイヤーは、頭の中では言語スピードの何倍かのスピードで、いろんなことを考えている。にもかかわらず、指導者から、一方的に話を切り出し、プレイヤーの思考を止めてはいけない。指導者は、じっと『沈黙』を続ける。もし、プレイヤーの方から、しばらく答えが出てこない場合は、「僕はこう思っているんだけど、キミはどうか？」と話を進めてみたり、「また聴くから、明日までに考えておいてね！」等と言った方が効果的である。

こうして、指導者が「プレイヤーの良いところだけ伸ばしていこう！」と二人三脚の『コーチング』を実践していくと、当然、二人の間には信頼関係だけでなく、今後の目標や、いま何をやらなければならないかという共通認識も生まれてくる。そして、指導者との信頼関係を土台に共通認識を抱いたプレイヤーは、何事においても自分で考え、自主的、積極的に行動することにつながっていく。

(7) 指導者が「コーチング」を身に付けると

指導者が、プレイヤーの話を最後まで聴き、プレイヤーを『結果管理』より『経過管理』、そして『叱る』より『褒める』ことを多くしていくことで、プレイヤーの行動を『受動的』から『能動的』に、『Have to』から『Want to』へと変えることができる。プレイヤーも自らの提案やアイデア等を出す機会が増えることによって、プレイに対するモチベーションが上がっていく。さらに、こういったコーチングを意識的に行うことで、指導者はプレイヤーの一人ひとりの価値観を知り、それをもとに対応することでプレイヤーとの信頼関係を強固なものとするのが可能だ。

『コーチング』は、『質問提案型』の『人マネジメント』である。指導者は『コーチング』を身に付け、プレイヤーとの『One to One』コミュニケーションを実践することで、二人の間だけでなく、チームスポーツの場合には、個人の集合体である組織を活性化することができ、プレイヤー、そしてチームを勝利や目標達成に導くことにつながるができる。

10 ミーティングの方法 【(公財)日本体育協会 公認スポーツ指導者養成テキストから引用】

(1) ミーティングとは

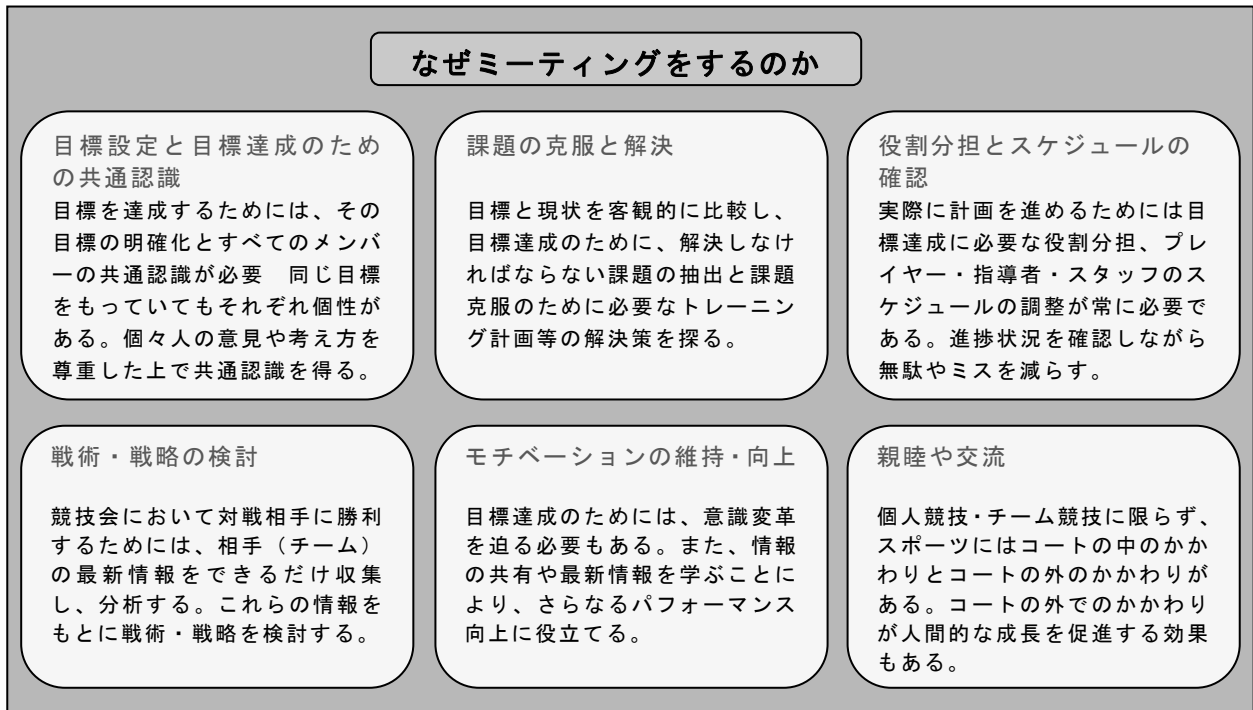
最も忘れられがちだが『ミーティングもコミュニケーションである！』ことを自覚しておくべきだろう。試合前であろうが、後であろうがミーティングの基本は、全員が意見を述べ合うことにある。全員が意見を言う前に指導者は先に余計なことを言うべきではない。プレイヤーとコミュニケーションを図るという意味では、ミーティングの時も、プレイヤーに自主性・積極性をもたせ、指導者はプレイヤーが迷ったときの助言者に徹することが最も望ましい。『プレイヤーと共に考える』という姿勢を基本とすべきである。

(2) なぜミーティングをするのか

ミーティングには必ず目的がある。目的が明確でないミーティングは意味をなさない。毎日行われる定例のミーティングであっても、検討しなければならない課題や指導者からプレイヤーへ伝えなければならないことが必ず存在するはずだ。

スポーツ活動におけるミーティングの目的としては、概ね次の6つに分けて捉えることができるが、それぞれの目的はお互いに重なり合うことがある。例えば、目標設定と目標達成のための共通認識を得ることを目的としたミーティングは、目標を明確にすることにより、プレイヤーのモチベーションの維持・向上に結び付けることができる。

『時は金なり』目的のないミーティングややたらだらだらと長時間にわたるミーティングは効果的でないことはいうまでもない。ただ回数が多いだけでは共通認識が図れるわけでもない。指導者もプレイヤーも共通理解のもと実りあるミーティングを心がけるべきである。



(3) ミーティング実施のポイント

ミーティングも一つのコミュニケーションである。そのミーティングで話し合い伝えるべき内容も、実施の状況次第で効果が違ってくる。

ミーティングで効果を得るためには、それなりの準備やミーティングに臨む心構えも重要なポイントとなる。ここでは、ミーティング実施における具体的な準備を取り上げてみたい。ポイントとしては、次の5つの項目が挙げられる。

いつ（時間・時期）、どこで（場所・環境）、誰と（対象者・人数）、何を（内容）、何のために（目的）のことだが、実際には次の順序で考えることが重要である。

- ① 目的（何のために）
- ② 内容（何を）
- ③ 対象者・人数（誰と）
- ④ 時間・時期（いつ）
- ⑤ 場所・環境（どこで）

ア ミーティングの目的・内容（何のために、何を）と必要性

目的のないミーティングは意味を成さない。ミーティングで最も重要なことは「どんな目的で、何を話し合うか（伝えるか）」である。なぜなら、あらかじめ目的と内

容を明確にすることはミーティングを開く必要性についても事前に把握することになるからだ。集まって話し合いをする必要性のあるミーティングなのか、全員が参加できるのか、資料を配付し読んでおくだけで理解できる内容なのか。安易にミーティングをもつのではなく、必要性に応じて実施するようにしなければならない。1対1であれ、1対複数であれ、ミーティングの緊急度や重要度を判断しなければならない。

これは、ミーティングを実施するタイミングや場所、実施方法にも関連してくる。例えば、今すぐミーティングを開かなければ修正が効かなくなるような状況か？プレイヤーのモチベーションが低く、すぐに引き締める必要があるか？集まって話し合いをしなければならないのか？一方向の伝達だけでいいのか？

そして、ミーティングを召集する側、参加する側が、お互いに事前にミーティングの「目的」と「内容」を把握していることが望ましい。それぞれが、ミーティングで「何を決める（明らかにする）べきか」「何が重要な課題なのか」目的と内容を事前に理解していることによって、自分の意見をあらかじめまとめておくことができ、無駄な時間を費やすことも少なくなる。目的と内容を明確にすることが第一である。

イ ミーティングの対象者（誰）と時間・時期（いつ）

ミーティングの目的と内容が明確になったら、誰を対象にミーティングを実施するのかを考える。プレイヤーだけが対象なのか、スタッフも一緒なのか、キープレイヤーだけと話せばいいのか、複数なのか。

プレイヤー個々人の目標設定の確認やトレーニング計画の修正等であれば少人数で構わないであろうし、チーム全体の士気の高揚や戦術・戦略の検討であれば、関係スタッフ全員が参加することが望ましい。

実施に当たってはタイミングの考慮も必要で、対象や人数が決まり、時間・時期の決定をする。頭も身体も疲れていないトレーニング前の時間帯に実施する方が効果的か、それとも、フォームやフォーメーションのイメージが残っているトレーニング後に実施する方が効果的か。

また、クラブ（チーム）の年間計画や到達目標を決めるミーティングはシーズン直前に実施しなければならないであろうし、技術的な修正やフォームのチェック等はトレーニング中、あるいは、ゲーム（レース）中でも必要になる。

ウ ミーティングの場所・環境（どこで）

グラウンドや体育館等活動の現場で実施すべきミーティングなのか。あるいは、教室や会議室がふさわしいミーティングなのか。ミーティングに集中できる環境を整えることができるのか。ミーティングを効果的に演出するために必要な機材や小

道具は備わっているのか。公開なのか非公開なのか。

屋外で行うミーティングであれば、太陽の位置や指導者の立つ位置にも気を遣いたい。指導者が太陽を背にすればプレイヤーは眩しく集中できない。また、同じグラウンドでの他のプレイヤーの邪魔にならないか。

戦術や戦略を検討するミーティングであれば、ホワイトボードやビデオを使用でき、しかも関係者以外の入室を制限できる環境を用意する必要がある。

特に、対戦相手の情報を分析しながらフォーメーションのチェック等を行う場合は、板書やビデオを活用せずに進めるには限界があるだろう。

ミーティングの環境を整えるのは、機材や小物類だけではない。ある程度の演出も必要となるかもしれない。人数に応じた大きさの部屋が用意できているのか。窮屈すぎたり広すぎたりしていないか。部屋の明るさや外部や隣室からの音を気にせず話ができるか。

親睦や交流が目的であるならばなおさらである。合宿中であれば野外で星空を見ながら話し合う、キャンプファイヤーを囲みながら話し合うこともあるだろう。

日常とは違う環境で話をすると、いつもと違う感じ方ができるはずである。何気ない言葉が印象に残ったり、期待以上の効果をもたらすものである。

(例) チームゲームの競技会に向けたミーティングの実施について	
目的 (何のために)	競技会で勝利を得るための戦略・戦術を検討するため
内容 (何を)	対戦相手の情報の分析結果をもとに戦術を決定し、フォーメーションの確認をする。
対象者・人数 (誰と)	プレイヤー及びチームスタッフ全員 (コーチ、アスレティックトレーナー、スポーツドクター、テクニカルスタッフ等)
時間・時期 (いつ)	競技会開催の2週間前
場所・環境 (どこで)	ホワイトボードやビデオの使用可能な教室又は、会議室等

(4) 指導者としてのモラル

ミーティングの内容や対象によっては、対応の仕方に十分配慮する必要もある。指導者はプレイヤーに対して主従関係であると錯覚してしまうケースが多い。特に話し合う対象が異性の場合、最低限のルールを決めておくことも忘れてはならない。指導者本人が意識的でなくても、場合によっては立場を利用したセクシュアル・ハラスメントととられてしまうケースもある。異性と個室で2人きりになることや身体に触れること等は極力避けるとともに、不適切な言動をしないよう注意しなくてはならない。

〔チェックシート例〕 コーチング・ミーティング

◎コーチングについて

- コーチングの基本的な理論について理解している。
- 選手の意見を否定せずに、最後まで『積極的傾聴』をしている。
- 『ペーシング』スキルを用いて、選手の考えを身体全体を使って聴いている。
- 選手の積極的なミスに対し、『ナイス、トライ！』等前向きな声かけをしている。
- 選手の観察が適確にできており、良い点、悪い点が把握できている。
- 良い部分をピックアップして、良い点を伸ばしていくよう『承認』している。
- 過去の経験にとらわれず、常に新しい情報・知識・技術等の修得を心がけている。
- 選手に質問するときには『オープンクエスション』を心がけている。
- 質問に対し、選手が考えているとき、一定の時間『沈黙』して回答を待つようにしている。
- 『結果』よりも『経過』を重視している。
- 『叱る』よりも『褒める』ことを多くしている。

◎ミーティングについて

- ミーティングの時には、全員が意見を言えるように工夫している。
- 指導者から先に話し始めないようにしている。
- 指導者は進行役に努め、選手の考えを引き出そうとしている。
- 試合後、選手とのミーティングでも自分の考えは選手が話し終わった後に話すようにしている。
- ミーティングを実施する前に、選手にあらかじめ「目的」や「内容」を伝えている。
- 選手が理解しやすいように、画像や映像等を用いて行うようにするときがある。

言われたことだけできる、一見「良い子」を育てていませんか？

きちんと指示に従う「指示待ち人間」を育てていませんか？

選手から失敗する権利を奪ってはいませんか？

自分の分身づくりをしていませんか？

自分の叶えられなかった目標を、選手の到達目標にいませんか？

「指導者が変われば、選手も変わる!! 指導者が育てば、選手も育つ!!」

選手と共に新しい一歩を踏み出すために、経験にとらわれた指導から脱却しましょう。

資料編

指導計画の作成（例）

【年間指導計画】

平成〇〇年度 〇〇部年間計画

部員数	男子 名、女子 名 合計 名（〇月現在）
顧問	〇〇 〇〇、△△ △△
活動日	
活動時間	
活動場所	

活動目標	
------	--

月	公式戦（協会等主催大会は※印）	合宿・練習試合等
4月	※県春季総合選手権（〇〇体育館）	
5月		県外合同合宿（〇〇県 △△高校）
6月	県高校総体（〇〇高校体育館）	
7月		
8月	インターハイ（△△県□□市） 国体近畿ブロック予選（〇〇県）	夏季合宿（校内：〇日～ 4泊5日）
9月	近畿大会県予選会（〇〇高校体育館）	
10月	※国民体育大会（〇〇県）	
11月	近畿大会（□□県△△市）	
12月		冬季合宿（校内：〇日～ 4泊5日）
1月	県高校新人大会（〇〇体育館）	
2月		
3月	全国高校選抜大会（〇〇県□□市）	

特記事項	
------	--

【月間計画】

平成〇〇年度 〇〇月 活動計画

月間目標	
------	--

週	日 (曜)	週間目標	校内以外の活動場所
第 1 週	日 () ~ 日 ()		〇日 (土) △△高校と合同練習
第 2 週	日 () ~ 日 ()		
第 3 週	日 () ~ 日 ()		
第 4 週	日 () ~ 日 ()		

【週間計画】

平成〇〇年 〇月 第〇週 日 (月) ~ 日 (日) 活動計画

週間目標	
------	--

日	曜	活動目標	活動場所
日	月		
日	火		
日	水		
日	木		
日	金		
日	土		
日	日		

活動日誌（例）

〇〇部 活動日誌

（記入者 〇年 〇〇 〇〇）

日 時	平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）			時	分	～	時	分
天候		気温・湿度		℃			%	
活動場所								
活動人数								
欠席者名								
見学等								
今日の目標								
特記事項								

活動内容	詳 細	備考

感想・反省	
顧問から一言	

合宿計画書（例）

合宿計画書

クラブ名	部		参加人数	男子	名、女子	名
引率者	氏名					
	Tel					
合宿期間	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()					
練習場所	(学校名・体育館名を記載)					
	住所	Tel				
宿泊所	(宿泊施設名を記載)					
	住所	Tel				
食事委託業者等						
緊急時搬送先 医療機関	医療機関名					
	連絡先	住所	Tel			
現地までの行程	(往路)					
	(帰路)					
練習計画	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	
6:00						
7:00						
8:00						
9:00						
10:00						
11:00						
12:00						
13:00						
14:00						
15:00						
16:00						
17:00						
18:00						
19:00						
20:00						
21:00						
22:00						
23:00						

「学校間連携による運動部活動」実施要綱

1 趣旨

この要綱は、和歌山県立学校（以下「県立校」という。）における学校間連携による運動部活動（以下「連携部活動」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

運動部活動の教育的意義を踏まえ、生徒の運動・スポーツに対するニーズの多様化に対応するとともに、各学校における運動部活動の一層の活性化を図ることを目的とする。

3 実施の期間

連携部活動についての協定の締結日から実施年度末までとする。ただし、複数年にわたる場合は、毎年更新する。

4 位置付け

連携部活動を実施する学校においては、当該部活動をそれぞれの学校の教育活動として位置付け、生徒の実態を十分に把握し、主体性を尊重するとともに、一人ひとりの能力・適性に配慮した計画的な活動とする。

5 実施についての協議

運動部活動を実施しようとする受入校及び派遣校は、それぞれの学校の教頭及び当該運動部顧問並びに学校長が指名する教員で構成する協議会を組織し、相互の連携調整を図るとともに、次の事項等について協議し、それを受けて学校長が連携部活動の円滑な推進を図るようにする。

- (1) 指導体制に関すること。
- (2) 救急・連絡体制に関すること。
- (3) 移動経路の安全対策に関すること。
- (4) その他必要な事項

6 協定の締結

連携部活動実施の受入学校長及び派遣学校長は、前項に定める協議が整ったときは、別記第1号様式により協定を締結する。

7 教育委員会への報告

連携部活動を実施する学校は、協定締結後、速やかに連携部活動計画書を別記第2号様式により、派遣学校長が取りまとめて健康体育課長あて報告する。

8 保護者への周知

派遣学校長は、保護者への周知を図るとともに、理解を得るため、別記第3号様式により承諾書を提出させる。

9 事故及び生徒指導上の留意事項

連携部活動下における事故の対応は、受入校において行う。ただし、当該事故についての生徒に対する指導及び保護者への対応や事後処理（「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」に基づく災害給付手続を含む。）は、当該生徒の在籍している学校の校長が受入校と連携をとりながら処理をする。

10 市町村立学校との連携部活動

市町村立学校（組合立中学校を含む。）との連携部活動については、市町村（学校組合を含む。）教育委員会と協議のうえ、計画すること。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第6項関係）

学校間連携による運動部活動に関する協定書

1 県立A学校と県立B学校は、下記の計画に従って学校間連携による運動部活動（以下「連携部活動」という。）を実施する。

学校名	実施種目	顧問氏名	部員数	連携携帯	活動日・時間	活動場所
県立A学校			名	受入	時 分	
県立B学校			名	派遣	～	
					時 分	
指導担当者						

2 指導体制等

- (1)
- (2)
- (3)
- ・
- ・

3 救急・連絡体制等

- (1)
- (2)
- ・
- ・

4 移動経路の安全対策等

- (1)
- (2)
- ・

5 この協定の内容に変更が生じた場合、両校で確認のうえ、速やかに処理する。

6 この協定に定めのない事項については、その都度、両校で協議する。

7 この協定の有効期間は、協定締結日から実施年度末までとする。

この協定の締結を証するため、県立A学校と県立B学校は、本書2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

年 月 日

県立A学校長 氏 名 印

県立B学校長 氏 名 印

別記第1号様式（第6項関係）

学校間連携による運動部活動に関する協定書（記入例）

1 県立A学校と県立B学校は、下記の計画に従って学校間連携による運動部活動（以下「連携部活動」という。）を実施する。

学校名	実施種目	顧問氏名	部員数	連携携帯	活動日・時間	活動場所
県立A学校	男女 ○○部	□□□□	名	受入	▽曜日 時 分 ～ 時 分	A学校 体育館
県立B学校		◇◇◇◇	名	派遣		
指導担当者		A学校 △△△△				

2 指導体制等

- (1) A、B 両校の顧問は、技術指導や生徒指導について十分協議するとともに、それぞれの生徒に対し、連携部活動実施上の留意事項を十分指導する。
- (2) 技術指導に当たる A 校の指導者は、B 校の生徒を指導する場合でも、A 校の生徒に対する場合と同様の安全配慮義務を負うものとする。
- (3) 「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」に基づく災害給付手続きを行う場合は、当該生徒の在籍している学校の校長が処理をする。

3 救急・連絡体制等

- (1) 指導を A 校の指導者に委ねる場合、B 校の顧問は、事前に自校生徒の健康状態等指導上必要な情報を、A 校の指導者に連絡する。
- (2) 両校の顧問は、その日の活動人数や健康状態等を事前に確認するとともに、活動終了後、実施状況を確認する。

4 移動経路の安全対策等

- (1) B 校の生徒は、所定の経路を所定の方法で移動する。
- (2) 活動終了後、B 校の生徒は A 校から各自所定の経路・方法で下校する。

5 この協定の内容に変更が生じた場合、両校で確認のうえ、速やかに処理する。

6 この協定に定めのない事項については、その都度、両校で協議する。

7 この協定の有効期間は、協定締結日から実施年度末までとする。

この協定の締結を証するため、県立 A 学校と県立 B 学校は、本書 2 通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

年 月 日

県立 A 学校長 氏 名 印

県立 B 学校長 氏 名 印

平成 年 月 日

健康体育課長 様

県立□□□学校長 △△△△

県立○○○学校長 ▽▽▽▽

学校間連携による運動部活動計画書（報告）

このことについて、下記のとおり計画しましたので報告します。

記

1 運動部名（種目・性別）

2 顧問名・参加生徒数等

学 校 名	顧 問 名	部 員 数	連携の携帯
		名	受入・派遣
		名	受入・派遣
技術指導担当者			

3 期 間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

4 活動日・時間・活動場所

曜 日	時 間	活 動 場 所
曜日	時 分～ 時 分	
曜日	時 分～ 時 分	

※「学校間連携による運動部活動に関する協定書」1通（写）を添付すること。

承 諾 書

平成 年 月 日

和歌山県立 高等学校長 様

保護者氏名

印

貴校〇〇〇部において計画される学校間連携による運動部活動に、参加することを承諾します。
なお、参加に当たっては、貴校顧問及び当該指導者の指示に従い誠実に活動させることを誓います。

記

学年・組・番号	第 学年 組 番
生徒氏名	

県立学校職員の自家用自動車の公務使用取扱基準

1 趣旨

県立学校職員（以下「職員」という。）の自家用自動車等（自動車、自動二輪車及び原動機付自転車をいう。以下「自家用自動車」という。）の公務使用については、職員の申出により学校長（以下「校長」という。）が特にやむを得ない事情があるものとして承認した場合に限るものとする。

2 承認の基準

- (1) 校長がやむを得ない事情があるものとして承認する基準は、次のいずれかに該当すると認めた場合で、かつ、公用車を使用することが困難な場合に限ることとする。
 - ア 災害等緊急に用務を処理する必要がある場合
 - イ 交通の不便な地域における用務又は居住地発着が承認されている旅行で、かつ、自家用自動車を使用すれば著しく能率が向上する場合
 - ウ 出張用務が巡回用務等で、かつ、用務先が多く自家用自動車を使用することが客観的に妥当な場合
 - エ 授業時間の確保等、学校運営を円滑に行う必要がある場合
 - オ その他やむを得ない事情がある場合
- (2) 校長は、前号のアからオまでのいずれかに該当すると認めた場合であっても、次のいずれかに該当すると認める場合は、職員の自家用自動車を公務に使用することを承認してはならない。
 - ア 当該職員の心身の状態が傷病又は過労等で、自家用自動車を運転することが適当でない場合
 - イ 公務に使用する自家用自動車が、使用する職員以外の者（同一世帯の親族を除く。）から借り受けたものである場合
 - ウ 公務に使用する自家用自動車が、自動車損害賠償法に規定する責任保険又は責任共済（以下「責任保険等」という。）のほか、職員に適用される対人賠償1億円以上、対物賠償500万円以上の任意保険に加入されていない場合
- (3) 校長は、(1)により承認する場合であって、自家用自動車を公務に使用する職員以外の職員（所属の異なる職員を含む。）及び引率業務のため当該学校の児童生徒を同乗させる場合も自家用自動車を公務に使用することを承認することができることとする。

3 承認の手続き

- (1) 職員が自家用自動車を公務に使用（同乗を含む。）しようとするときは、事前に、旅行命令簿又は外出承認簿により、校長の承認を受けるものとする。児童生徒が同乗する場合は、緊急又はやむを得ない場合を除き、保護者の承認を事前に得るものとする。
- (2) 職員が所属の異なる職員の自家用自動車に同乗しようとするときは、自家用自動車を公務に使用する職員の旅行命令簿等を確認のうえ、校長の承認を受けるものとする。

4 損害賠償

- (1) 校長の承認を得て、自家用自動車を公務に使用中、交通事故を起こした場合の損害賠償は、損害賠償額が当該自家用自動車の責任保険等及び任意保険の限度額を超えるときは、職員に故意又は重大な過失がない限り、その超える額を県が負担するものとし、その他の費用については、県は負担しない。
- (2) 自家用自動車の損害については、県は責任を負わない。

5 その他の留意事項

- (1) 自家用自動車の公務使用の事後承認は、緊急かつやむを得ない場合を除き、一切行わないこと
- (2) 校長の承認を得ないで自家用自動車を公務に使用中、交通事故等により当該職員が災害を受けた場合は、公務災害として認定が困難となることが予想されるものであること
- (3) 自家用自動車による旅行に、運転する職員以外の者が同乗する場合も同じ取扱いとすること

附 則

この基準は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

県立学校職員の児童又は生徒引率に係るレンタカー等の公務使用取扱について

1 趣旨

平成13年12月18日付け教第411号「県立学校職員の自家用自動車の公務使用取扱基準」のうち、特に県立学校に勤務する教育職員（以下「職員」という。）がレンタカー等を用いて学校管理下において行われる部活動又は教育委員会が定める対外運動競技等に児童又は生徒（以下「生徒等」という。）を引率する場合について、学校長が特にやむを得ない事情があるものとして承認することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象とするレンタカー等の種類

- (1) レンタカー
- (2) P T A、後援会等の団体が管理するマイクロバス等（以下「マイクロバス等」という。）

3 承認の基準

- (1) 学校長が特にやむを得ない事情があるものとして承認する基準は、次に掲げるすべてに該当すると認めた場合に限ることとする。
 - ア 学校管理下において行われる部活動又は教育委員会が定める対外運動競技等に生徒等を引率する場合
 - イ 公共交通を利用することが経済的かつ合理的でない場合
 - ウ レンタカー等を利用することが生徒等の心身及び経済的な負担とならない場合
 - エ 生徒等の保護者の同意を事前に書面にて得ている場合
- (3) 学校長は、前号アからエまですべてに該当すると認めた場合であっても、次のいずれかに該当すると認める場合には、承認してはならない。
 - ア 当該職員の心身の状態が傷病又は過労等で、レンタカー等を運転することが適当でない場合
 - イ 公務に使用するレンタカー等が、自動車損害賠償保障法に規定する責任保険又は責任共済（以下「責任保険等」という。）のほか、対人賠償保険無制限、対物賠償保険1,000万円以上、人身傷害保険又は搭乗者傷害保険1,000万円以上の任意保険に加入されていない場合（レンタカーについては、車両保険及び免責補償制度に加入されていない場合も含む。）
 - ウ 運転が午後10時から午前5時までの間又は1日当たり6時間程度に及ぶことがあらかじめ予想される場合（県教育委員会と協議した場合を除く。）
 - エ その他、校長が引率について適当でないと判断した場合

4 承認の手続

レンタカー等を使用して生徒等を引率する場合は、次の各号によるものとする。

- (1) 事前に旅行命令簿又は外出承認簿により学校長の承認を受けること。

(2) レンタカーを使用する場合は、事前にレンタカー使用承認願（別記第1号様式）により学校長の承認を受けること。

(3) マイクロバス等を使用する場合は、マイクロバス等の管理者と学校長とが覚書等を交わすこと。

5 安全対策

(1) 生徒等を安全に引率するため、学校長は次に掲げる責務を負うものとする。

- ア 当該職員の健康状態の確認に努めること。
- イ 交通事故を未然に防止するための適切な指導監督を行うこと。
- ウ 当該職員に過度の負担がかからないよう配慮すること。
- エ その他安全対策を施すこと。

(2) 生徒等を安全に引率するため、職員は次に掲げる責務を負うものとする。

- ア 健康管理に留意し、心身の状態がすぐれないときは運転しないこと。
- イ 乗車前には必ず当該車両の点検整備を行うこと。
- ウ 交通法規を遵守し、安全運転に努めること。
- エ 不慮の事態に対応するため、保護者の緊急連絡先及び生徒の健康保険証番号の携行等を行うこと。
- オ その他安全対策を施すこと。

6 交通事故発生時の措置

交通事故が発生した場合は、道路交通法の規定により直ちに運転を停止し、負傷者の救護、道路における危険防止及び警察への報告等必要な措置を講ずるとともに、直ちに学校長に報告し、その指示に従うものとする。

7 損害賠償

(1) 学校長の承認を得て、レンタカー等を公務に使用中、交通事故を起こした場合の損害賠償は、損害賠償額が当該レンタカー等の責任保険等及び任意保険の限度額を超えるときは、職員に故意又は重大な過失がない限り、その超える額を県が負担するものとし、その他の費用については、県は負担しない。

(2) 当該レンタカー等の損害については、県は責任を負わない。

8 その他

(1) レンタカー等の公務使用の事後承認は、緊急かつやむを得ない場合を除き、一切行わないものとする。

(2) 学校長の承認を得ないでレンタカー等を公務に使用した場合、交通事故等により当該職員が災害を受けても公務災害の認定が困難となることが予想されるものである。

(3) 運転する職員以外の職員がレンタカー等に同乗する場合も同じ取扱いとする。

各種通知等



24 文科初第 1269 号

平成 25 年 3 月 13 日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第
1 項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿

文部科学省初等中等教育局長

布 村 幸 彦

文部科学省スポーツ・青少年局長

久 保 公 人

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）

昨年末、部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受け止めております。体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為であり、平成 25 年 1 月 23 日初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」においても、体罰禁止の徹底を改めてお願いいたしました。

懲戒、体罰に関する解釈・運用については、平成 19 年 2 月に、裁判例の動向等も踏まえ、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（18 文科初第 1019 号 文部科学省初等中等教育局長通知）別紙「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」を取りまとめましたが、懲戒と体罰の区別等についてより一層適切な理解促進を図るとともに、教育現場において、児童生徒理解に基づく指導が行われるよう、改めて本通知において考え方を示し、別紙において参考事例を示しました。懲戒、体罰に関する解釈・運用については、今後、本通知によるものとします。

また、部活動は学校教育の一環として行われるものであり、生徒をスポーツや文化等に親しませ、責任感、連帯感の涵養（かんよう）等に資するものであるといった部活動の意義をもう一度確認するとともに、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持ち、部活動の指導に当たる教員等は、生徒の心身の健全な育成に資するよう、生徒の健康状態等の十分な把握や、望ましい人間関係の構築に留意し、適切に部活動指導をすることが必要です。

貴職におかれましては、本通知の趣旨を理解の上、児童生徒理解に基づく指導が徹底されるよ

う積極的に取り組むとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本通知の周知を図り、適切な御指導をお願いいたします。

記

1 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

2 懲戒と体罰の区別について

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

3 正当防衛及び正当行為について

- (1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。
- (2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

4 体罰の防止と組織的な指導体制について

(1) 体罰の防止

- ① 教育委員会は、体罰の防止に向け、研修の実施や教員等向けの指導資料の作成など、教員等が体罰に関する正しい認識を持つよう取り組むことが必要である。
- ② 学校は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当教員を中心に、指導体制を常に見直すことが必要である。
- ③ 校長は、教員が体罰を行うことのないよう、校内研修の実施等により体罰に関する正しい認識を徹底させ、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った考え方を容認する雰囲気がないか常に確認するなど、校内における体罰の未然防止に恒常的に取り組むことが必要である。また、教員が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談できるようにするなど、日常的に体罰を防止できる体制を整備することが必要である。
- ④ 教員は、決して体罰を行わないよう、平素から、いかなる行為が体罰に当たるかについての考え方を正しく理解しておく必要がある。また、機会あるごとに自身の体罰に関する認識を再確認し、児童生徒への指導の在り方を見直すとともに、自身が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談することが必要である。

(2) 体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底

- ① 教育委員会は、校長に対し、体罰を把握した場合には教育委員会に直ちに報告するよう求

めるとともに、日頃から、主体的な体罰の実態把握に努め、体罰と疑われる事案があった場合には、関係した教員等からの聞き取りのみならず、児童生徒や保護者からの聞き取りや、必要に応じて第三者の協力を得るなど、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。あわせて、体罰を行ったと判断された教員等については、体罰が学校教育法に違反するものであることから、厳正な対応を行うことが必要である。

- ② 校長は、教員に対し、万が一体罰を行った場合や、他の教員の体罰を目撃した場合には、直ちに管理職へ報告するよう求めるなど、校内における体罰の実態把握のために必要な体制を整備することが必要である。

また、教員や児童生徒、保護者等から体罰や体罰が疑われる事案の報告・相談があった場合は、関係した教員等からの聞き取りや、児童生徒や保護者からの聞き取り等により、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。

加えて、体罰を把握した場合、校長は直ちに体罰を行った教員等を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会へ報告することが必要である。

- ③ 教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図ることが必要である。

5 部活動指導について

- (1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみならず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。

- (2) 他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。

指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。

- (3) 部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。

【別紙】

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されうるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知2(1)の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。

- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為 (通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為)

○ 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○ 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
- ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
- ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

以上



健 体 第 4 1 号
平成 2 5 年 4 月 1 5 日

各県立学校長 様

(県) 学校教育局健康体育課長
(公 印 省 略)

学校における運動部活動の運営等について (通知)

学校における運動部の活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動です。

しかしながら、昨年のおお市立高校における体罰事案を受け、「体罰に係る調査」を行ったところ、残念ながら体罰の事実が確認され、そのうちの約 3 割が部活動中に起こったものであることが分かりました。

については、下記事項に十分留意の上、運動部活動の活性化を図るとともに、その運営がより安全かつ適切に行われるよう配慮願います。

記

- 1 生徒が運動部の活動に積極的に参加できるよう配慮する。
- 2 生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すとともに、部活動を通じて好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を心がける。
- 3 生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮した休養日や練習時間を適切に設定する。
- 4 計画的な年間活動等を作成するとともに、生徒の自主性や個性を尊重し柔軟な運営に努める。
- 5 施設用具の管理・点検や部員の事故防止と健康・安全指導を心がける。
- 6 地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力や各種団体との連携などの運営上の工夫を行う。
- 7 児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為であることを強く認識する。
- 8 自校の P T A、後援会等の団体が管理するマイクロバスや自家用自動車等を用いて生徒を引率する場合は、交通関連法規を遵守し安全運転に努めるとともに、教員及び生徒の健康安全に配慮し、時間的に余裕を持った計画のもと運行する。



健 体 第 4 1 号
平成25年4月15日

各市町村教育委員会（学校組合を含む。）教育長 様

（県）学校教育局健康体育課長
（公 印 省 略）

学校における運動部活動の運営等について（通知）

学校における運動部の活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動です。

しかしながら、昨年の大阪市立高校における体罰事案を受け、「体罰に係る調査」を行ったところ、残念ながら体罰の事実が確認され、そのうちの約3割が部活動中に起こったものであることが分かりました。

つきましては、別添写しのとおり県立学校長あてに通知しましたので、県教育委員会の方針を充分御理解いただき、各市町村教育委員会におかれましても、管内各学校において運動部活動の活性化を図られるとともに、その運営がより一層安全かつ適切に行われるよう御指導をお願いいたします。



学 人 第 1 9 4 号

平成 2 5 年 6 月 2 1 日

各 県 立 学 校 長 様

(県) 教 育 長

服 務 規 律 の 遵 守 と 綱 紀 の 厳 正 保 持 に つ い て (通 達)

このことについては、かねてから強くその趣旨の徹底を促し、県民の学校教育に対する信頼を裏切ることのないよう、所属職員に対する指導の徹底を図ってきたところである。

(中 略)

いうまでもなく教育公務員は、保護者、県民の信託の下に児童生徒の人格形成に携わる使命を有することにかんがみ、服務規律を遵守することはもちろん、常に自己の職責を自覚し児童生徒や保護者の信頼に応えるため、絶えず研鑽に努めなければならない。

また、その行為の与える影響の大きいことを自覚し、職務外にあっても責任ある行動が求められているところである。

ついては、平成 2 5 年 5 月 3 0 日 付 け 学 人 第 1 4 1 号 の 「 服 務 規 律 の 遵 守 と 綱 紀 の 厳 正 保 持 の 徹 底 に つ い て 」 の 趣 旨 も 踏 ま え 、 下 記 事 項 を 教 職 員 に 周 知 す る と と も に 、 研 修 や 個 別 相 談 の 実 施 等 に よ り 、 不 祥 事 の 根 絶 に 向 け 、 指 導 、 監 督 の 徹 底 を な お 一 層 図 ら れ た い 。

記

(1 ～ 3 省 略)

4 体罰は、児童生徒と教師の信頼関係を損なうばかりでなく、学校教育法において禁止されているとともに、児童の権利に関する条約に反するものであるため、厳に戒めること。特に、部活動の指導に当たっては、いわゆる勝利至上主義に偏り、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるということを再認識し、体罰の根絶を期すること。

また、児童生徒の指導に当たっては、特定の分掌等にまかせることなく全教職員による指導体制を充実させ、児童生徒を十分理解したうえで、毅然とした態度で指導に当たるとともに、保護者の信頼に応えられるようにすること。

(5 省 略)

6 課外活動等における児童生徒の指導、引率に際しては、常に教職員としての立場を自覚し、児童生徒や保護者等の信用を失墜させることのないよう留意すること。特に、飲酒を慎むとともに言動等に十分注意すること。

7 セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントは、個人の尊厳や人権を著しく侵害し、就業環境や就学環境を悪化させ、児童生徒はもとより保護者や地域住民の信用を失墜させるものである。セクシュアル・ハラスメントに関しては、特に、児童生徒に対するわいせつ行為は、絶対に許されないことである。先に通知した「セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針」及び「同運用について」に基づき、その周知・啓発等に努めること。また、パワー・ハラスメントに関しては、学校長は自身の言動に常に注意を払うとともに、平成22年12月17日付け学人第427号により通知した「パワー・ハラスメント防止に関する指針」及び「各学校におけるパワー・ハラスメント防止に関する指針の運用について」に基づき、パワー・ハラスメントの防止及び排除に努めること。

なお、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントが発生した場合は迅速かつ適切に対応すること。

(8 省略)

9 常に、公私の別を明らかにし、職務にかかわる業者・利害関係者はもとより保護者からの金銭・物品の贈与・接待・便宜供与等を受けることは厳に慎み、万一、贈答品の送付等があれば、速やかに返送するなど適切な措置をとること。学校長は「和歌山県教育委員会教職員倫理規則」に基づき、教職員の職務に係る倫理の保持を図るため、絶えず注意を喚起するよう努めること。

また、教職員相互の虚礼的な贈答やあいさつ状の送付等を行わないこと。

(10～11 省略)



健体第 648 号

平成25年1月9日

各県立学校長 様

(県) 学校教育局長

運動部活動における体罰の禁止について (依命通達)

体罰については、学校教育法第11条により厳に禁止されています。

しかしながら、昨年12月下旬に大阪市立高校において、運動部活動指導中に教員の体罰があり、当該生徒が自殺するという痛ましい事件が発生しました。

県教育委員会といたしましても、平成24年6月29日付け学人第213号及び平成24年11月14日付け学人456号の通知により、特に部活動の指導における体罰は根絶を期するよう指導しているところです。

つきましては、教職員が運動部活動中のみならず学校教育活動全般を通して、体罰を加えることは断じてあってはならず、県立学校においては、そのような行為がおこなわれることのないよう指導の徹底を願います。

なお、学校における運動部活動については、平成24年7月11日付け健体第316号の通知のとおり、部活動運営が一層安全かつ適切におこなわれるよう配慮願います。



健体第 648 号
平成25年1月9日

各市町村（学校組合を含む。）教育委員会教育長 様

和歌山県教育庁学校教育局長

運動部活動における体罰の禁止について（通知）

このことについて、別添写しのとおり県立学校長あてに通知しましたので、各市町村教育委員会におかれましても、管内各学校において体罰がおこなわれることのないよう指導の徹底をお願いいたします。